

令和 8 年 2 月臨時

中標津町教育委員会議事録

令和8年2月臨時中標津町教育委員会

1 日 時 令和8年2月26日(木) 13時26分～14時46分

2 場 所 中標津町総合文化会館第3研修室

3 出席者

教 育 長	山 田 康 司
委 員	細 谷 俊 輔
委 員	高 橋 幸 子
委 員	青 山 幸 子
教育部長	山 宮 克 彦
教育指導監	二本柳 千 尋
教育指導監	横 山 裕 充
指導室長	中 川 律 子
管理課長	桐 島 秀 一
学校施設主幹	高 橋 大 樹
学校教育課長	下 村 浩 次
社会教育課長	七 條 隆 志
農業高校事務長	川 口 進 二
学校給食センター長	加 藤 崇
総務係長	三 浦 諒
書 記	鈴 木 佐 奈

4 欠席者

委 員	義 盛 幸 規
-----	---------

5 傍聴者

なし

6 議 題

議案第4号 令和7年度教育委員会所管一般会計補正予算について

議案第5号 令和8年度教育委員会所管一般会計当初予算について

- 議案第 6 号 中標津町立学校管理規則の一部改正について
議案第 7 号 中標津町立学校における教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定について
議案第 8 号 中標津町立学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について
議案第 9 号 令和 8 年度教育行政方針について
報告第 2 号 3 月定例会教育行政報告について

【開 会】

○教育長

ただいまから、2 月の臨時教育委員会を開催いたします。

義盛委員が私用のため欠席ですが、過半数の委員の出席がありますので、会議は成立します。

本日の署名委員は、細谷委員と高橋委員です。よろしくお願いいたします。

本日の議案第 4 号と第 5 号は町長への意見の申出に関する事項です。中標津町教育委員会管理規則第 10 条第 1 項第 5 号の規定により、公開しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声あり)

○教育長

それでは、議案第 4 号と第 5 号は公開しないこととします。

◎議案第 4 号 令和 7 年度教育委員会所管一般会計補正予算について

非公開

◎議案第 5 号 令和 8 年度教育委員会所管一般会計当初予算について

非公開

- ◎議案第 6 号 中標津町立学校管理規則の一部改正について
- ◎議案第 7 号 中標津町立学校における教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定について
- ◎議案第 8 号 中標津町立学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について

○教育長

続きまして、議案第 6 号から議案第 8 号までは関連がありますので、一括してお願いします。

○総務係長

議案第 6 号 中標津町立学校管理規則の一部改正についてご説明申し上げます。資料は 18 ページからになります。

本改正につきましては、議案第 7 号及び第 8 号でご説明します、「教諭等の標準的な職務の内容に関する要綱」の制定に伴い改正するものでございます。こちらにつきましては、平成 31 年の中教審答申を踏まえ、令和 2 年に文科省が教諭等及び事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例を作成し、また養護教諭及び栄養教諭については令和 5 年に同様の参考例の送付があり、服務監督教育委員会において関係規定の整備をするよう通知がありましたが、町教委ではこれまで規定を整備しておりませんでした。今月 2 月に道教委において、栄養教諭の標準的な職務の内容に関する要綱の一部改正があり、それに併せて新たに要綱を制定するものでございます。

19 ページをご覧ください。中標津町立学校管理規則に新たに次の 2 条を加えまして、それぞれ第 7 条の 6 では教諭等、第 7 条の 7 では養護教諭及び栄養教諭における標準的な職務の明確化を図るため、職務の内容その他職務の遂行に関し、必要な事項を定めることとします。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第 7 号 中標津町立学校における教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定について、ご説明申し上げます。資料 22 ページをご覧ください。こちらが新たに制定する要綱の条文でございます。

第1条が目的となりまして、教諭等の標準的な職務の内容を明らかにすることによって、教員の専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的としております。

第2条では職務内容は別表に掲げることとしています。資料23ページをご覧ください。別表教諭等の標準的な職務の内容及びその例でございます。大きく教育活動と管理運営の区分に分かれまして、教育活動としましては、教育課程及び学習指導に関すること、生徒指導及び進路指導に関すること、特別な支援を要する児童生徒のために必要な職務に関することの3つとし、具体的な例は右側に記載の例のとおりでございます。

次に、管理運営としまして、学校の組織運営に関すること、学校評価に関すること、研修に関すること、保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること、その他学校の管理運営に関することの5つとしまして、具体的な例は記載のとおりでございます。

資料22ページにお戻りください。第3条こちらでは、主幹教諭について別表の職務内容のほか、校長及び教頭の補佐、また教諭等の資質向上を支援することを職務内容としております。

第4条では助教諭について、教諭の職務の補佐を職務内容としまして、第5条では講師について、教諭、助教諭に準ずる職務内容としております。

第6条は留意事項となります。第1項第1号では、別表の標準職務例が主として行う職務範囲を示したものであり、所属教員全てが一律に担うことを想定したものではないことを記載しております。第2号では校長が標準職務例を参考に校務分掌を定めること。職務の実施に当たっては、適切に役割分担を図るとともに事務職員や外部人材等との連携、協力が求められること。また、標準職務例として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員数や経験年数、各学校、地域等の実情に応じて、教諭等が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることが可能であることを記載しております。第3号では校長が校務分掌を定める際には、職務の範囲が曖昧になったり、徐々に拡大したりしないよう、具体的に校務分掌を定めること、特定の教員に職務が集中しないよう、主幹教諭を中心として包括的及び系統的に校務分掌を定めることを記載しております。

附則といたしまして、この要綱は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第 8 号中標津町立学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定について、ご説明申し上げます。

資料 25 ページが新たに制定する要綱の条文になりますが、条文の構成につきましては先ほどご説明しました教諭等におけるものと同様でございますので、説明は省略させていただきます。

資料 26 ページをご覧ください。別表第 1 になりますが、こちらは養護教諭の標準職務例となります。こちらは大きく保健管理と保健教育の区分に分かれまして、保健管理としましては健康診断、救急処置、感染症の予防及び環境衛生に関すること、健康相談及び保健指導に関すること、保健室経営に関すること、保健組織活動に関することの 4 つとしまして、具体的な例は右側の記載のとおりでございます。保健教育としましては、各教科等における指導に関する 1 つとしまして、こちらも具体的な例は記載のとおりでございます。

次に、表の下の備考でございますが、1 つ目は養護教諭が兼職発令によりまして、保健教科の教諭として職務を遂行できること。2 つ目はこの表に記載のない職務であっても、資料 23 ページの教諭等の標準職務例、こちらの主として学校の管理運営に関することの記載がありまして、こちらを参考に養護教諭の職務とすることも可能であることも記載しております。

次に、資料 27 ページをご覧ください。こちら別表第 2 は栄養教諭の標準職務例となります。こちらも大きく食育その他学校教育活動に関すること、学校給食の管理に関すること、学校の管理運営に関することの 3 つの区分に分かれまして、食育その他学校の教育活動に関することとしましては、各教科等における指導に関すること、食に関する健康課題の相談指導に関することの 2 つとしまして、具体的な例は記載のとおりでございます。学校給食の管理としましては、栄養管理に関すること、衛生管理に関することの 2 つとしまして、こちらも具体的な例は記載のとおりでございます。

学校の管理運営の職務につきましては、教諭等における同区分とほぼ同様の内容となっております。表の下の備考でございますが、1 つ目は表に記載のない職務であっても、食に関するものに限らず、校務分掌に位置付けられること。2 つ目は栄養教諭は他の教師と同様の校務分掌を担うことが期待されることを記載しております。

附則といたしましてこの要綱は公布の日から施行するものでございます。

議案第 6 号から 8 号までの説明は以上でございます。

○教育長

それでは議案第 6 号から 8 号について説明がありました。ご意見・ご質問はございますか。

(委員から「ありません」の声あり)

○教育長

それでは議案第 6 号から 8 号については可決されました。

◎議案第 9 号 令和 8 年度教育行政方針について

○教育長

続きまして、議案第 9 号お願いします。

○管理課長

議案第 9 号 令和 8 年度教育行政方針について説明いたします。議案書の 29 ページをお開きください。教育行政方針につきましては、第 7 期中標津町総合計画に基づき方針を作成しており、町議会 3 月の定例会によって教育長が読み上げられるものです。ここでは概要のみ簡単に説明いたします。

議案の 30 ページになります。目次をご覧くださいと思います。大きく 4 点、学校教育の充実、生涯学習の推進、スポーツの振興、地域文化の振興と令和 8 年度の教育行政方針について述べているところです。

32 ページをお開きください。2 番学校教育の充実として、(1) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続、(2) 学力向上・健全育成の推進、35 ページになりまして、(3) 地域との連携強化、36 ページからは(4) 教育環境の充実、38 ページからは(5) 中標津農業高等学校の教育の充実、39 ページからは(6) 学校給食の充実について述べています。

次に、3 番生涯学習の推進としまして、(1) 生涯学習の活動の普及促進、41 ページからは(2) 生涯学習環境の充実。

次に、4 番スポーツの振興としまして、(1) スポーツ活動の普及促進、(2) スポーツ環境の充実、42 ページからは(3) スポーツによる交流促進。

次に、5 番地域文化の振興としまして、(1) 文化、芸術活動の普及促進、43 ページからは、(2) 文化財の保護と活用について述べているところです。

44 ページからむすびとしまして、中標津町の幼稚園、学校の合言葉を全ての教職員、幼児、児童、生徒が常に心がけ、しっかりと身につけることが望ましい学校作りへの第一歩だと考え、実践していく決意を述べております。また中標津町教育委員会は今後も地域、学校、家庭、行政の連携を深め、町の資源を活用した教育を展開していきます。そして子どもや町民一人ひとりが主体的に学び、夢や創造力を伸ばせる環境づくりに努め、持続可能な社会を支える人材育成に取り組んでいきますとしています。以上、議案第 9 号 令和 8 年度教育行政方針についての説明といたします。

○教育長

議案第９号について説明がありました。ご意見・ご質問等がございますか。

(委員から「ありません」の声あり)

○教育長

よろしいですか。それでは議案第９号については可決されました。

◎報告第2号 3月定例会教育行政報告について

○教育長

続きまして、報告第2号お願いします。

○管理課長

報告第2号 3月定例会教育行政報告についてご報告します。46ページをお開きください。教育行政報告といたしまして、1点ご報告いたします。各種大会の出場結果について48ページになります。

はじめに、小中学生の関係分です。音源審査で開催された合唱コンクールに小中学生と中学生がそれぞれ参加し、優秀な成績を収めています。令和7年度HBCこども音楽コンクール「小学生・重唱部門」は中標津小学校、丸山小学校合同が最優秀賞を受賞しました。また令和7年度「こども音楽コンクール」では第3位に入賞し、「中学生・重唱部門」では中標津中学校の合同が第2位に入賞しました。

次に、1月17日から阿寒湖で開催されました、「第48回北海道スポーツ少年団スピードスケート競技大会」において、小中学生8名がそれぞれ優秀な成績を収めました。

次に、1月31日から長野県で開催されました「全国中学校スケート大会」において2名の生徒が出場し、健闘いたしました。

次に、2月7日から札幌市で開催されました「全日本ノービススピードスケート競技会札幌大会」に児童2名が出場し、健闘しています。

次に、2月7日から東京都で開催された「第16回日本バッハコンクール全国大会」に中標津中学校女子が出場しました。

次に、2月14日から滋賀県で開催されました「第15回びわ湖カップなでしこサッカー大会」に児童5名が根室女子選抜チームの一員として出場し、奮闘いたしました。

続いて、農業高校の関係分です。「第7回全国高校生農業アクション大賞」において植物活用研究班が奨励賞を受賞しました。

次に、No Maps（ノーマップス）釧路・根室2025高校生ビジネス&地方創生コンペティションに出場した肉加工研究班がみらい賞を受賞しました。

次に、「78 美食ビジネス甲子園」において、農産加工研究班が優秀賞を受賞しました。

以上、３月定例会教育行政報告について説明とさせていただきます。

○教育長

それでは、報告第２号について説明がありました。ご意見・ご質問ございますか。

(委員から「ありません」の声あり)

○教育長

それでは、報告第２号については承認されました。

以上で議事は終了します。

本日は大変お疲れ様でした。